

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号

氏名 株式会社 サニタリーセンター  
代表取締役 木村 文男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和元年12月20日

許可の有効年月日 令和8年12月7日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)(#1)、鉱さい、がれき類(\*)、動物のふん尿、ばいじん 以上17種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、

廃プラスチック類（廃バッテリー及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、

紙くず、繊維くず、動植物性残さ、

金属くず（廃乾電池、廃バッテリー及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物に限る。）、鉱さい、ばいじん 以上13種類

【事業場②】廃プラスチック類、金属くず、

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類

※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】埼玉県本庄市新井字川原788番の一部、791番、792番、800番 以上4筆（面積8,187.10㎡）に限る。

【事業場②】埼玉県本庄市新井字川原768番 以上1筆（面積2,764㎡）に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和57年5月10日	指令環整第2746号	新規許可
平成17年3月11日	指令廃指第3575号	変更許可（「積替え保管含む」への変更）
平成19年3月8日	指令廃指第1511号	変更許可（事業場①の面積拡大）
令和元年7月30日	指令産廃第278-1号	変更許可（事業場②の追加等）
令和元年12月20日	指令北環第52-4号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

## 保管施設の種類及び能力等

## 【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
ばいじん 以上1種類	9.1 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	4.8 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×24個)
廃酸 以上1種類	9.1 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	4.3 m <sup>3</sup> (200Lケミカルドラム缶×20 個・ポリ容器20L×15個)
廃アルカリ 以上1種類	9.1 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	4.3 m <sup>3</sup> (200Lケミカルドラム缶×20 個・ポリ容器20L×15個)
鉱さい 以上1種類	9.1 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	4.8 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×24個)
繊維くず 以上1種類	15.0 m <sup>2</sup>	0.9 m (屋内)	8.0 m <sup>3</sup> (1.0m <sup>3</sup> メッシュコンテナ×8個)
廃油 以上1種類	15.0 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	8.0 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×40個)
燃え殻 以上1種類	15.0 m <sup>2</sup>	2.0 m (屋内)	8.0 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×40個)
動植物性残さ 以上1種類	37.5 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	24.6 m <sup>3</sup> (8.2m <sup>3</sup> コンテナ×3個)
汚泥 以上1種類	37.5 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	24.6 m <sup>3</sup> (8.2m <sup>3</sup> コンテナ×3個)
紙くず 以上1種類	37.5 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	24.6 m <sup>3</sup> (8.2m <sup>3</sup> コンテナ×3個)
廃プラスチック類、金属くず 以上2種類 (いずれも廃バッテリーに限る。)	3.9 m <sup>2</sup>	1.8 m (屋内)	4.0 m <sup>3</sup> (1.0m <sup>3</sup> メッシュコンテナ×4個)
汚泥、廃油、金属くず 以上3種類 (いずれも廃乾電池に限る。)	2.9 m <sup>2</sup>	1.0 m (屋内)	1.2 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×6個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器く ず 以上3種類 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	2.9 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋内)	1.7 m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×5個)

## 【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器く ず 以上3種類	96.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋外)	65.6 m <sup>3</sup> (8.2m <sup>3</sup> コンテナ×8個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コン クリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器く ず 以上3種類	24.0 m <sup>2</sup>	1.5 m (屋外)	16.4 m <sup>3</sup> (8.2m <sup>3</sup> コンテナ×2個)

(以下余白)